

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 京都山城福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。ただし、役員等が職員等である場合は、職員部分の給与を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、法人の業務のために旅行した時は、その費用を弁償する。

2. 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。
3. 日当及び宿泊料は、次の通りとする。

日 当	1日につき	3,000円
宿泊料	1泊につき	12,000円
4. 但し、理事会、評議員会、その他会議に出席する場合の費用は、日当として1日5,000円（交通費含む）支給する。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、理事会の決議を要する。

付 則

この規程は、平成22年3月20日から施行する。

本規程により、平成20年3月22日施行の規程は廃止する。